

## 伊丹市立松崎中学校P T A 個人情報取扱規則

伊丹市立松崎中学校P T A（以下、本会）が保有する個人情報の適正な取扱と、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について以下の通り定めるものとする。

### （目的）

第1条 本会が保有する個人情報において、適正な取扱と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

### （責務）

第2条 本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に努めるものとする。

### （管理者）

第3条 本会における個人情報の管理者はP T A会長とする。

### （取扱者）

第4条 本会における個人情報の取扱者はP T A役員とする。

### （守秘義務）

第5条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

### （収集方法）

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し本人に明示する。

### （利用）

第7条 取得した個人情報は、P T A活動に関するものに限定する。

### （個人情報の利用制限）

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を扱わないものとする。

### （管理方法）

第9条 個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第10章 個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。また、個人情報の学校外への持ち出しは原則禁止とする。

(第三者提供の制限)

第11章 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第12条 本会は、松崎中学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報を漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、PTA役員に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 本会の「伊丹市立松崎中学校PTA個人情報取扱規則」は、役員会において改正する。

附則

本規則は、平成30年5月2日より施行する。